主な税制改正等

◎寄附金控除について

①寄附金控除（所得から引ける控除）の引き上げ

寄附金控除の適用下限額が従来の５，０００円から２，０００円に引き下げられたため、２，０００円を超えた寄附金から寄附金控除（所得控除）を受けることができるようになりました。

②政党寄附金控除（税額から引ける控除）の引き上げ

政治活動への寄附をしたときの政党等寄附金控除（税額控除）の適用下限額が５，０００円から２，０００円に引き下げられました。これにより、２，０００円を超えた寄附金から税額控除を受けることができるようになりました。

※上記寄附金控除の対象となる寄附金は法律で定められています。また、寄附金控除を受けるためには寄附金の領収書などの添付が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）　をご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

信濃中野税務署（電話０２６９－２２－３１５１）

市役所税務課（電話６２－３１１１）

◎平成２１年分から減価償却資産についての耐用年数が変更になっています

機械及び装置を中心に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数が見直されました。

減価償却の額は、新しい法定耐用年数による償却率により計算することとなり、平成２１年以前に取得した減価償却資産についても、新しい法定耐用年数により計算することとなっています。

特にトラクター、コンバインなどの「農業用機具・機械」については、これまで資産区分が細かく分類されていましたが、「農業用設備」としてまとめられ、耐用年数が全て７年となりました。

詳しい耐用年数、償却率は「収支内訳書の書き方」または国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）　をご覧ください。

例

	設備の種類	耐用年数
改正前	歩行型トラクター	５年
	田植機	５年
	もみすり機	８年

→

	設備の種類	耐用年数
改正後	農業用設備	７年